

(第8章参照)。

1.24 医薬品の臨床試験の実施に関する基準 Good Clinical Practice (GCP)

治験の計画, 実施, モニタリング, 監査, 記録, 解析及び報告に関する基準で, データ及び報告された結果の信頼性及び正確性並びに被験者の人権, 人格の統合性及び秘密の保護についての保証を与えるもの。

1.25 独立データモニタリング委員会 (IDMC) Independent Data-Monitoring

Committee (IDMC) (効果・安全性モニタリング委員会, モニタリング委員会, データモニタリング委員会)

治験の進行, 安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを適当な間隔で評価し, 治験依頼者に治験の継続, 変更, 又は中止を提言することを目的として, 治験依頼者が設置することができる独立したデータモニタリング委員会。

1.26 公正な立会人 Impartial Witness

治験の実施から独立し, 治験関係者から不当に影響を受けない人であって, 被験者又はその法定代理人等が同意文書及びその他の被験者への説明文書を読むことができない場合にインフォームド・コンセントの過程に立ち会い, 同意文書及び説明文書を読む者。

1.27 独立倫理委員会 Independent Ethics Committee (IEC)

医学・科学の専門家及び医学・科学の非専門家によって構成される独立の(医療機関内, 地域的, 国単位又は複数国にまたがる)委員会。当委員会の責務は被験者の人権, 安全及び福祉の保護を保証することであり, 特に治験実施計画書, 治験責任医師の適格性, 施設, 並びに被験者から文書によるインフォームド・コンセントを得るのに使用される方法及び資料を審査し, 承認することによって, かかる保護に公の保証を与えることである。

独立倫理委員会の法的地位, 構成, 機能, 運営及び規制上の要件は, 国によって異なる場合もあるが, 独立倫理委員会が本ガイドラインに規定するGCPに従って活動できることを保証するものでなければならない。

1.28 インフォームド・コンセント Informed Consent

被験者の参加の意志決定に必要な, 治験に関するあらゆる角度からの説明がなされた後に, 当該治験に自発的に参加する旨を被験者が自由意志によって確認する過程。インフォームド・コンセントは, 署名と日付が記入された同意文書をもって証明される。